

○丹波篠山市地域づくり交付金交付要綱

平成21年5月15日

要綱第38号

改正 平成24年1月30日要綱第2号

平成26年3月28日要綱第18号

(目的)

第1条 この要綱は、既存事業の補助金、委託料、新規コミュニティ支援補助金等を小学校区単位の地域自治組織に一括交付することにより、事務事業の効率化を図るとともに、地域で取り組みたいことを地域の裁量によって主体的なまちづくり活動を実現する地域づくり交付金の交付に関し必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 地域づくり交付金の交付対象は、地域（校区）自治会長会又はまちづくり協議会（以下「地域自治組織」という。）とする。

(対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、地域自治組織が実施する事業であって、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域自治組織が実施する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 宗教活動
- (2) 政治活動
- (3) 選挙活動
- (4) その他反社会的活動又は公序良俗に反する活動

(対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施及び地域自治組織の運営に要し、市長が必要があると認める経費とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、当該年度の予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を申請しようとする地域自治組織は、地域づくり交付金概算払交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、当該申請が適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、地域づくり交付金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定について一定の条件を付すことができる。

（交付請求）

第8条 交付金の交付決定を受けた地域自治組織は、地域づくり交付金概算払交付請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）により交付金を市長に請求するものとする。

（交付金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する請求書により地域自治組織から請求があったときは、概算払により交付することができる。

（実績報告）

第10条 交付金の交付を受けた地域自治組織（以下「交付地域自治組織」という。）は、事業が完了したとき又は交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、速やかに地域づくり交付金事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（未実施事業の報告）

第11条 交付地域自治組織は、計画していた必須事業が実施に至らなかった場合は、地域づくり交付金事業未実施調書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、第7条の規定により交付決定を行った地域自治組織が、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、交付金の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金の執行方法等が不相当であると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により交付金を受けたとき。
- (3) その他市長が交付の目的に違反すると認めたとき。

（剰余金の繰越し）

第13条 当該年度における支出は、当該年度の収入をもってこれに充てなければならない。ただし、当該年度の決算において剰余金が生じたときは、これを繰り越しすることができる。

2 前項の規定において剰余金を繰り越したときは、地域づくり交付金実績報

告書（様式第6号）により繰越額及び剰余金の使途を明確にしなければならない。

（交付金の返還）

第14条 市長は、第12条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、地域づくり交付金返還通知書（様式第10号）により交付金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、交付すべき交付金の額が確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、返還させることができる。

3 市長は、第11条の規定による地域づくり交付金事業未実施調書の提出を受けたときは、当該交付金相当額を返還させることができる。

（交付金に係る帳簿等の保存年限）

第15条 交付地域自治組織は、交付金に係る帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

（公表）

第16条 交付地域自治組織の事業の公表は、事業完了年度から5年間とし、次の各号に定める書類を市ホームページに掲載するものとする。

(1) 事業報告書（様式第7号）

(2) その他市長が必要と認めるもの

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月30日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日要綱第18号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|------|---------------------------------|
| 必須事業 | (1) 敬老会事業 (2) その他市長が必要と認める事業 |
| 自主事業 | 公益的、社会貢献的な事業で地域課題や社会的課題が図られる事業 |

